

大震災後の社会保障・税一体改革

土居 丈朗

(慶應義塾大学経済学部)

<http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

2011年4月7日

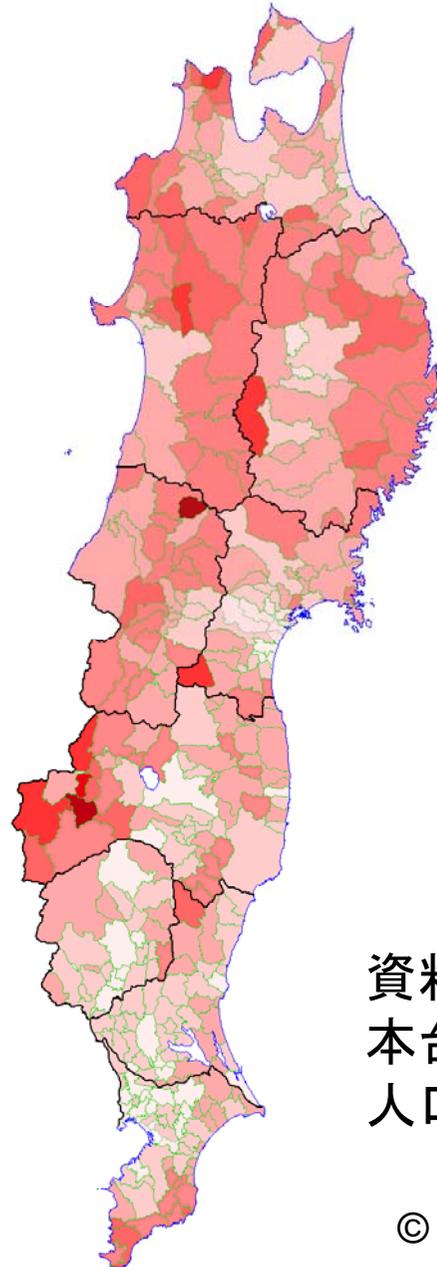
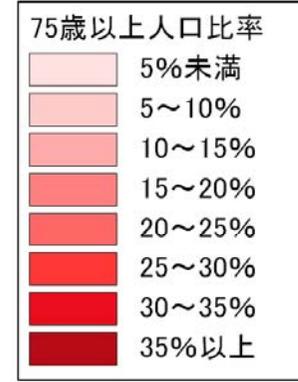
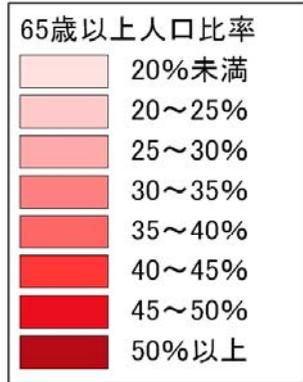
大震災後の社会保障・税一体改革

- 震災復興と社会保障の強化と財政健全化の同時達成は、実現可能なので、これを目標に
- 被災地では高齢化が進む
- 震災復興期に、社会保障を充実させることで、被災者支援にもなる
- 震災復興期とはいえ、社会保障を充実させるには財源は不可欠（税制抜本改革の必要性）
- 震災復興と同時並行で、社会保障と税の一体改革を実行

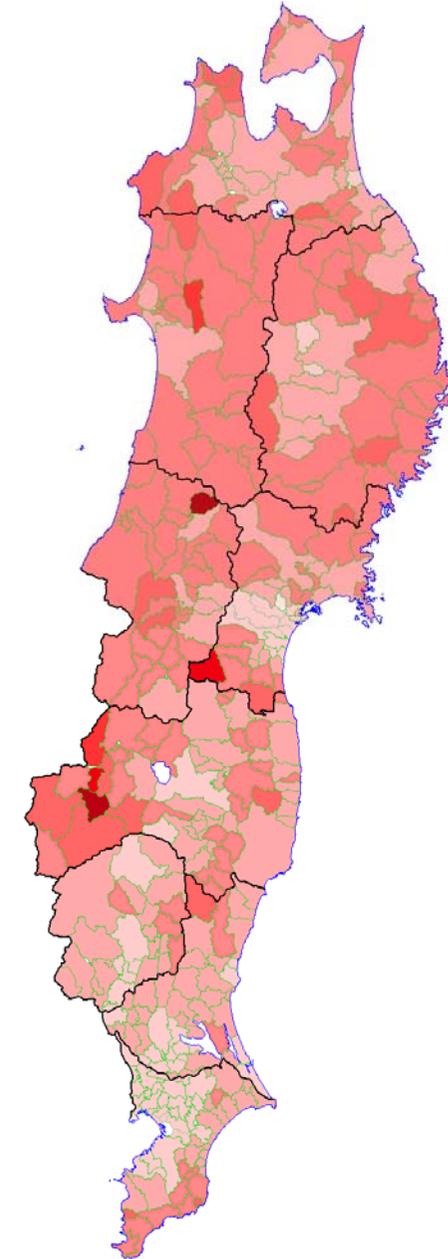
高齢化が進む被災地

国土地理院承認 平14総複 第149号

国土地理院承認 平14総複 第149号



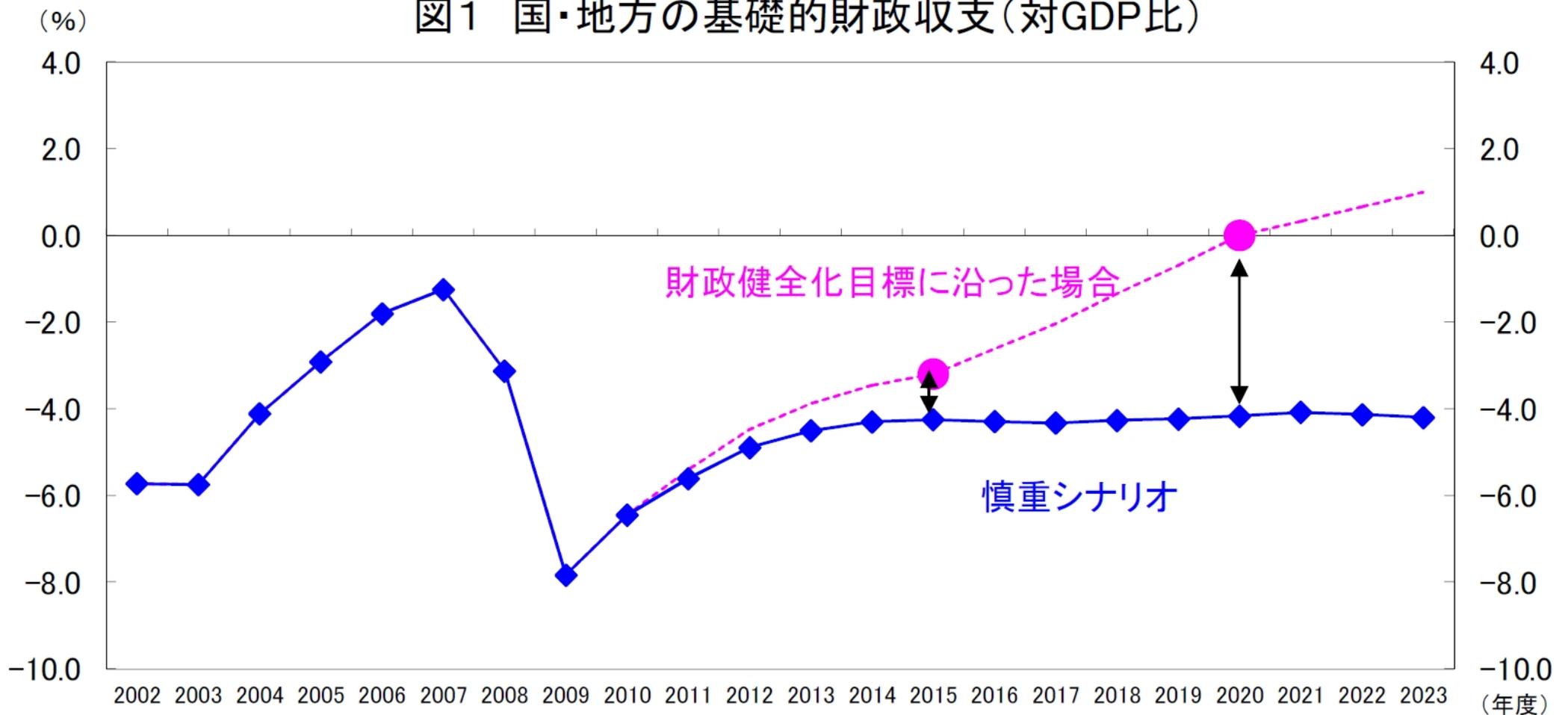
2010年3月31日現在



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

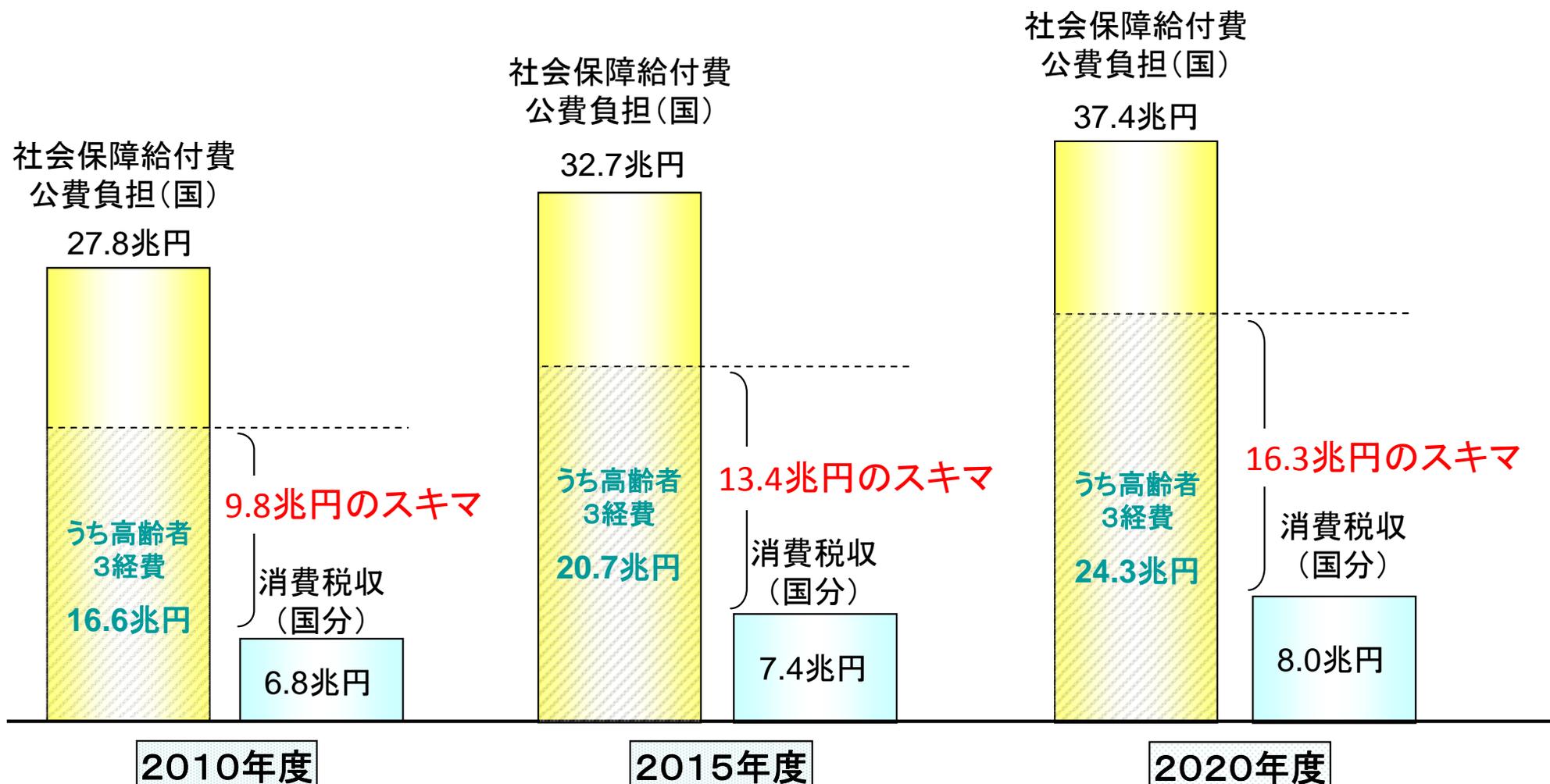
大震災前の財政見通し

図1 国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)



出典：内閣府「経済財政の中長期試算」(2011年1月)

社会保障給付の税財源と消費税収



出典：社会保障改革に関する有識者検討会配付資料

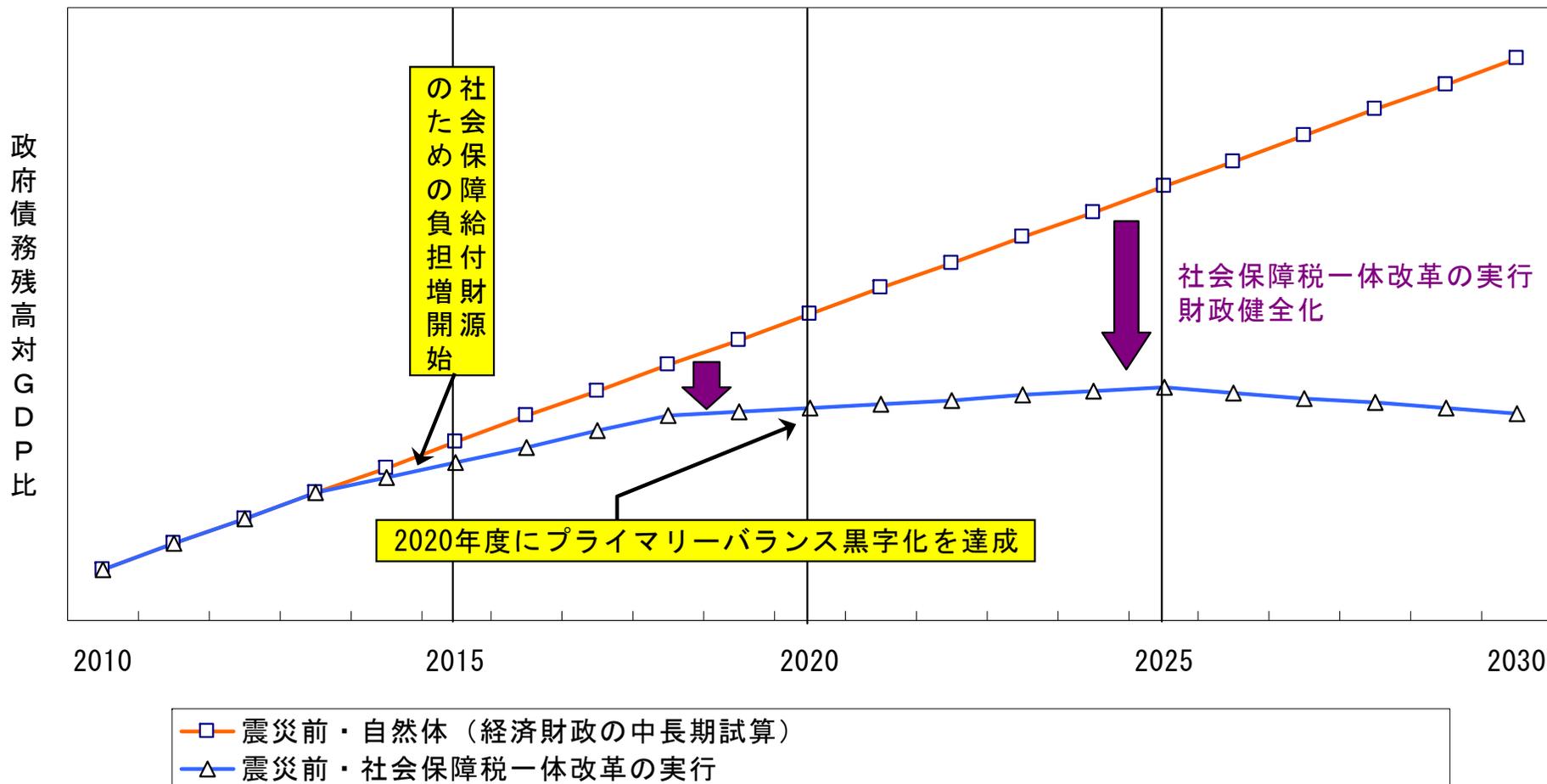
(注1) 社会保障給付費・消費税収(2015年度及び2020年度)は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成22年6月22日)における計数及び後年度影響試算(平成22年2月公表、23～25年度の社会保障関係費を試算)を用いて、機械的に2015年度及び2020年度まで延伸して推計。

(注2) 高齢者3経費の額(2015年度及び2020年度)は、23年度概算要求額をベースに、後年度影響試算(22年2月公表、23～25年度の社会保障関係費を試算)を踏まえた各経費の伸び率を用いて、機械的に2015年度及び2020年度まで延伸して推計。

(注3) 制度的な機能強化を含まない試算。

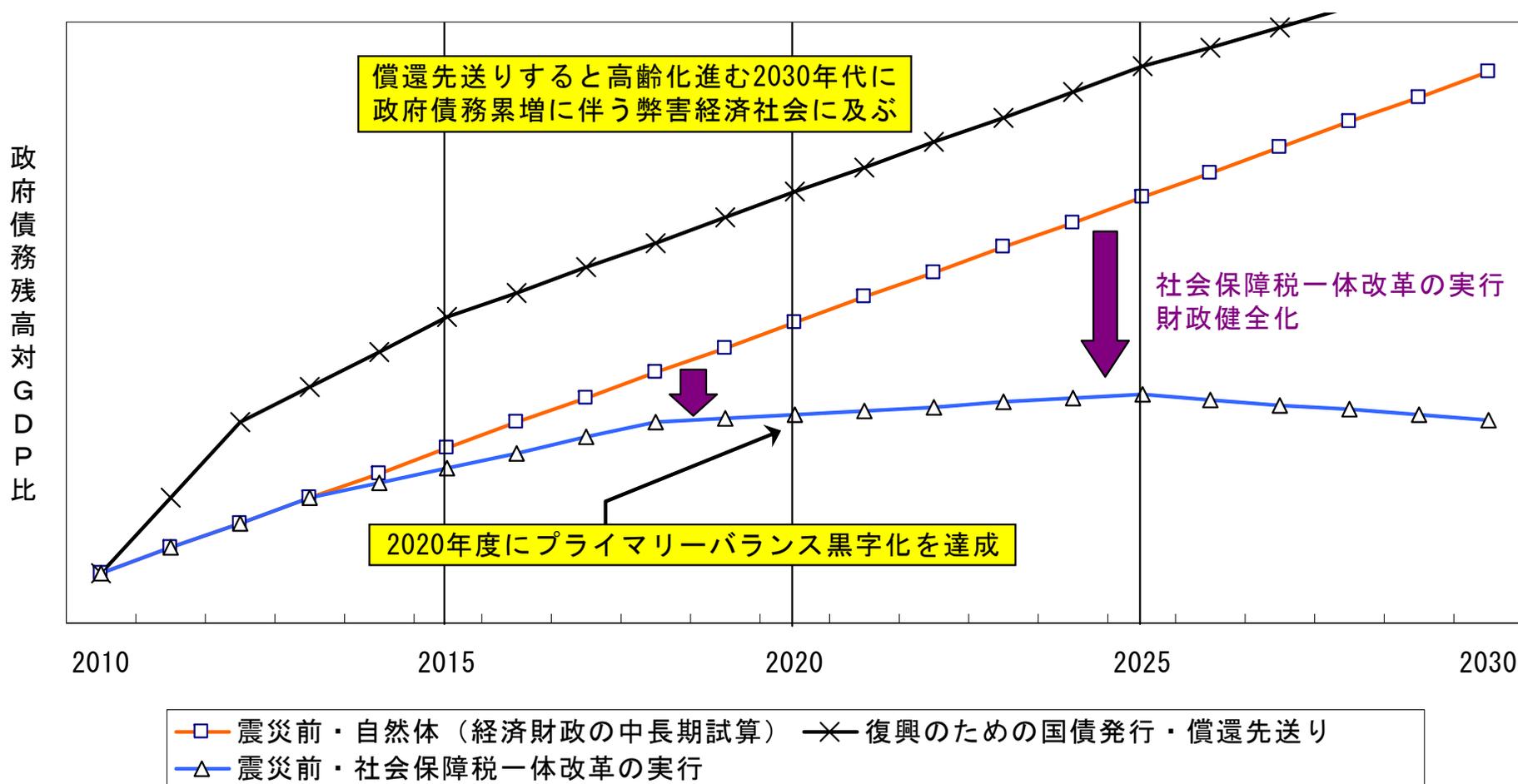
(注4) 2010年11月時点の推計。今後の精査により、数値に異動が生じる場合がありうる。

今後の政府債務の見通し：震災前



- 社会保障給付のための公費負担を、税だけで賄えず、赤字国債でも賄うと政府債務累増

震災復興時の発行した国債発行をどう償還するか



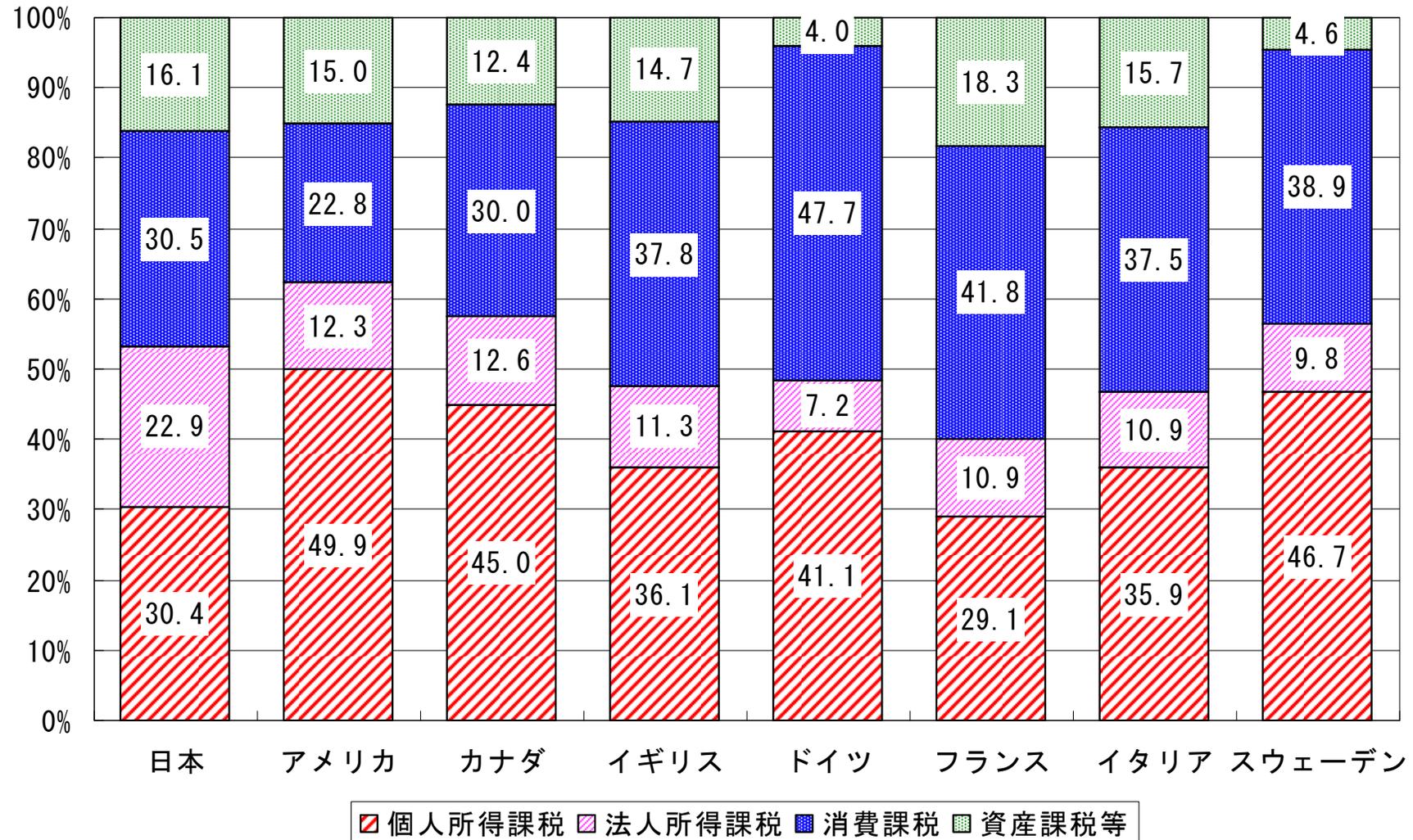
- 震災復興時の国債増発抑制は、後の社会保障の財源確保のために重要
- 早期に償還しないと、2030年代に、社会保障負担（税＋保険料）に加えて、震災復興時の国債の償還負担も負わねばならず、負担増大深刻

今後の税制で踏まえるべき点

- 少子高齢化(世代間格差是正)
 - グローバル化(国際競争)
 - 財政健全化(税收確保)
 - 地方分権化
- ◆ それぞれの要請に税制がどう応えるかを検討することが重要
 - ◆ 経済成長を阻害せずに、いかに税收を確保するか
 - ◆ 税制で格差是正を図るにしても、経済成長を阻害しては元も子もない
 - 消費税は増税、所得税は所得再分配機能の強化、法人税は減税

各国の税収構造

(構成比: 2000~2008年平均)



資料: OECD "Revenue Statistics"

出典: 土居丈朗編著『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社刊

© Takero Doi.

経済成長と税制

- 経済成長率に与える影響

(被説明変数: 1人当たり実質GDPの対数値の階差)

税収に占めるシェア	個人所得課税	法人所得課税	消費課税
係数の推定値	-0.98	-1.13	0.93

これらの係数は1%有意水準で有意

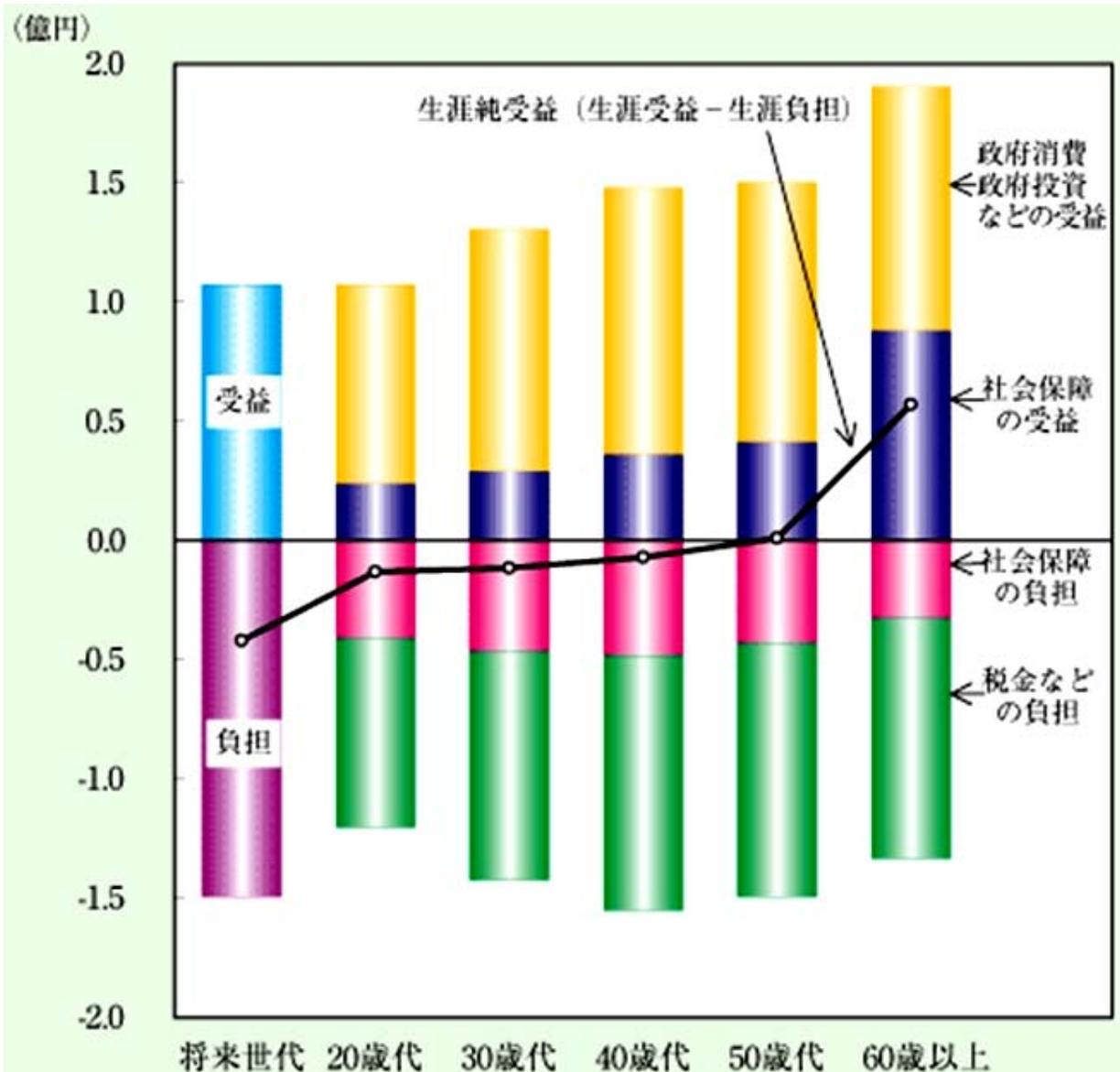
標本: 1971~2004年、OECD加盟国21ヶ国(オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、スイス、ドイツ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、ポルトガル、スウェーデン、アメリカ)

出典: Arnold, J., 2008, "Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth?: Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries", *OECD Economics Department Working Papers* No.643.

社会保障財源としての消費税

- 社会保障の税財源として、消費税が重要
 - ・ 所得課税は、社会保険料として今後増大予定
 - ・ 消費税は、税収が景気変動に左右されにくい
 - ・ 勤労世代に過重な負担を求めない財源
 - ・ 貯蓄率低下が懸念される中で、貯蓄の二重課税を避けることができる → 経済成長に親和的
- 同じ収入を得るのに、経済活動をいかに阻害しないようにして課税できるのは、どの税か、という視点が重要
- 世界的には、所得課税よりも消費課税が主流に（貯蓄や配当などの二重課税を回避できる）

受益と負担の世代間格差



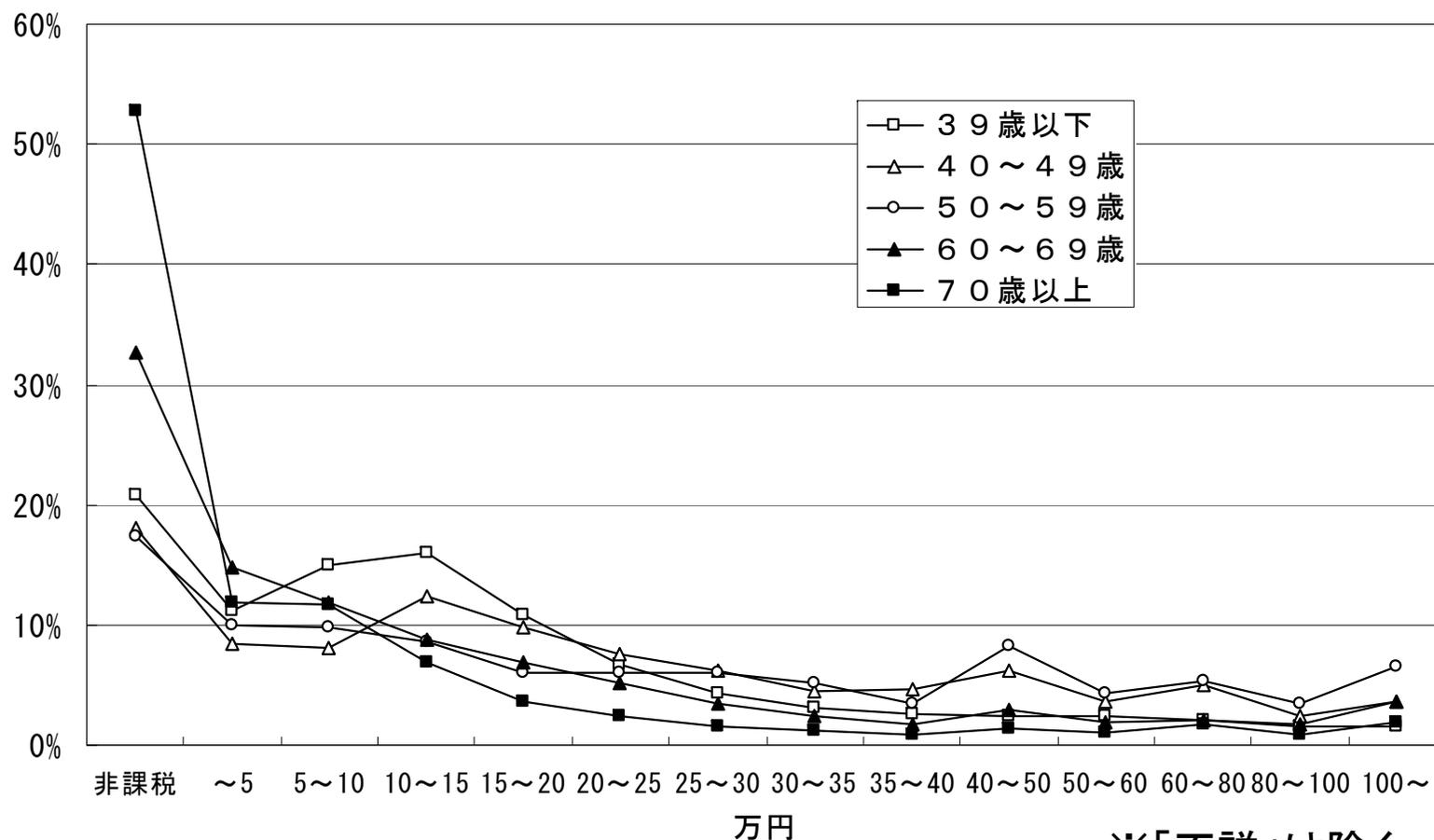
- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」「国勢調査」、厚生労働省「社会保障統計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」により作成。
 2. 将来世代は、最近時点(99年)の受益水準が今後も維持される前提により算出。

出典:内閣府『経済財政白書2005』

所得税、社会保険料と消費税の負担(1)

● 所得税年間納税額の分布(世帯主年齢階層別)

年齢階層内の構成比



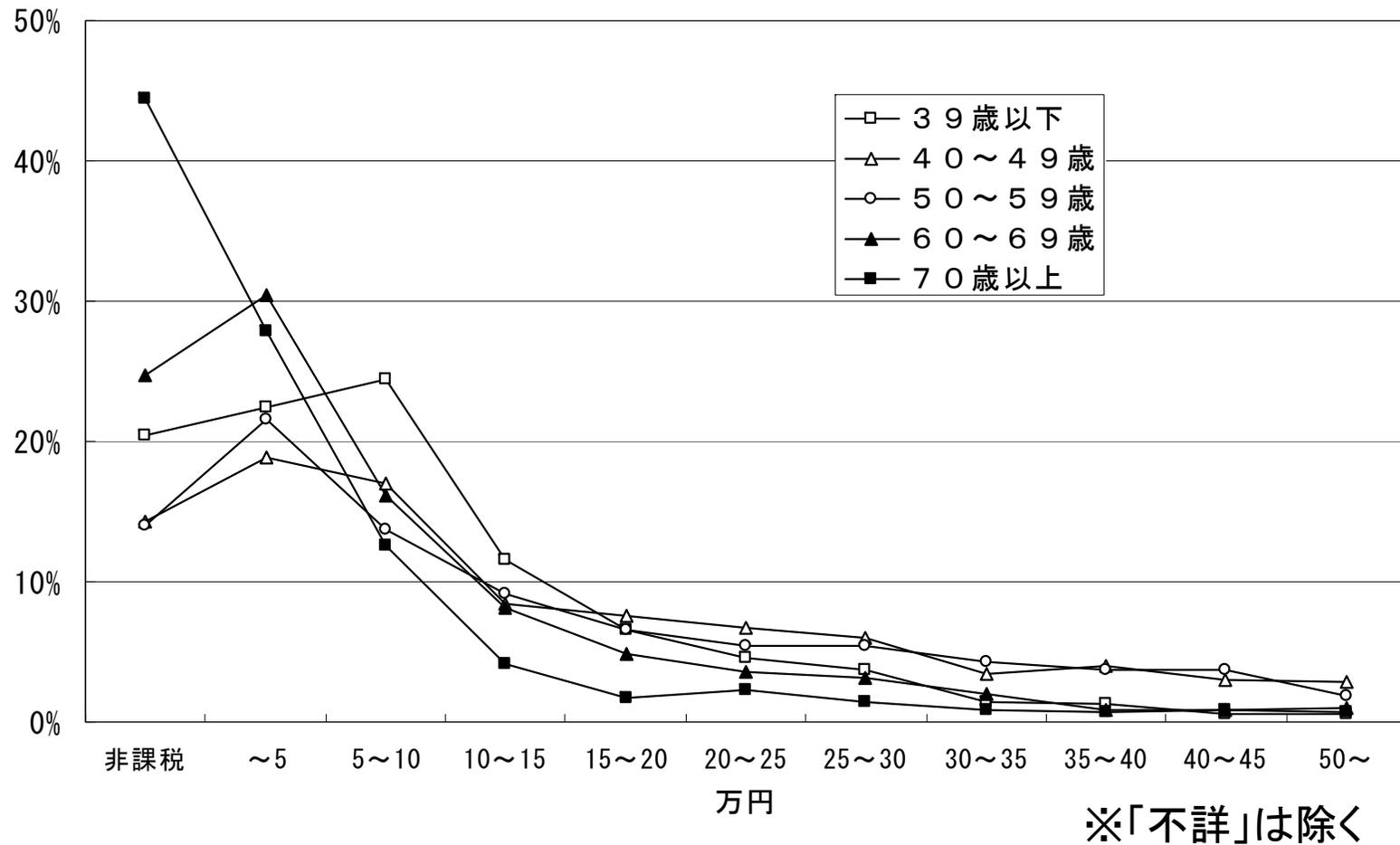
※「不詳」は除く

資料:厚生労働省『国民生活基礎調査』2006年

所得税、社会保険料と消費税の負担(2)

● 住民税年間納税額の分布(世帯主年齢階層別)

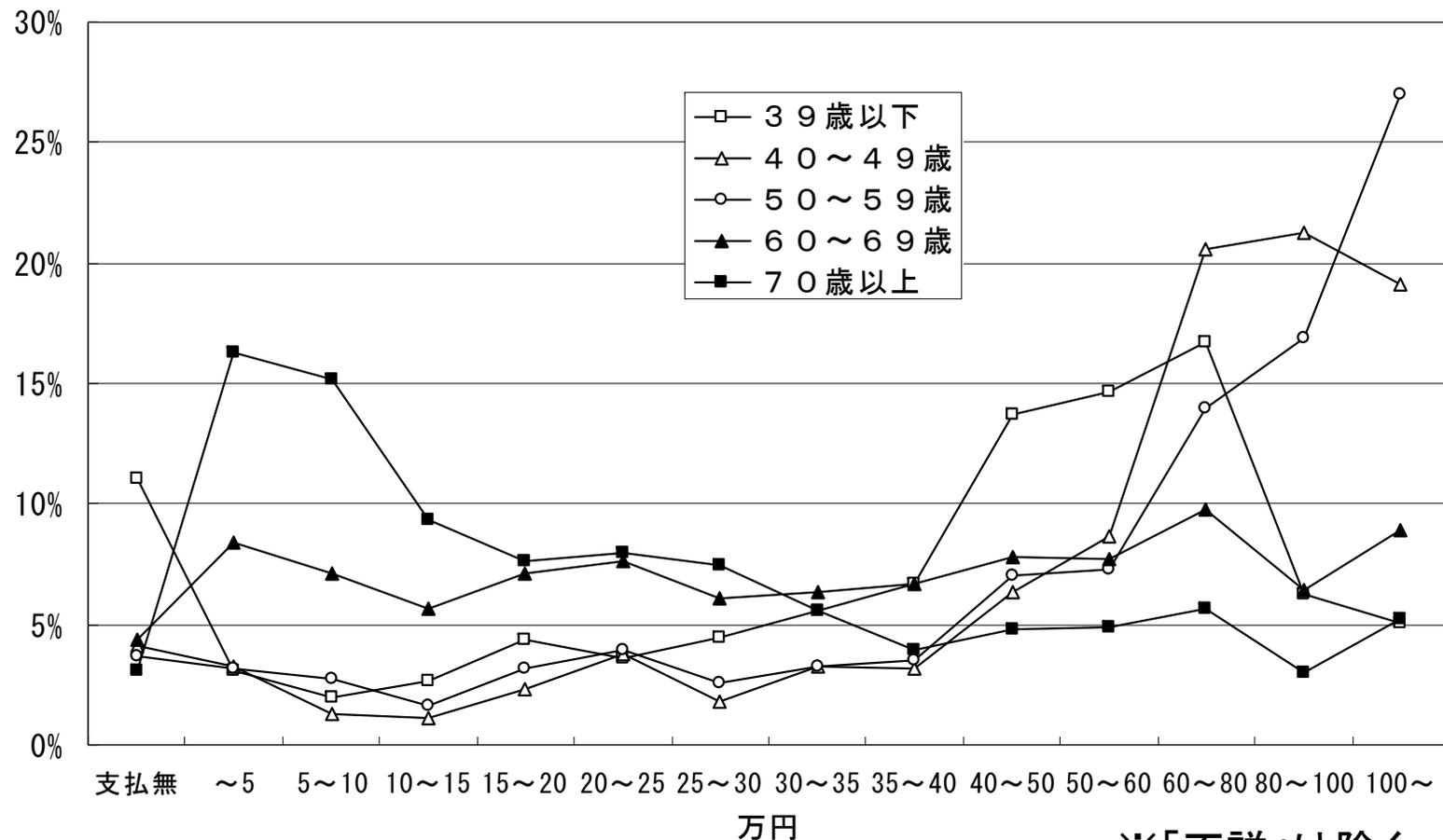
年齢階層内の構成比



資料: 厚生労働省『国民生活基礎調査』2006年

所得税、社会保険料と消費税の負担(3)

- 社会保険料年間納付額の分布(世帯主年齢階層別)
年齢階層内の構成比



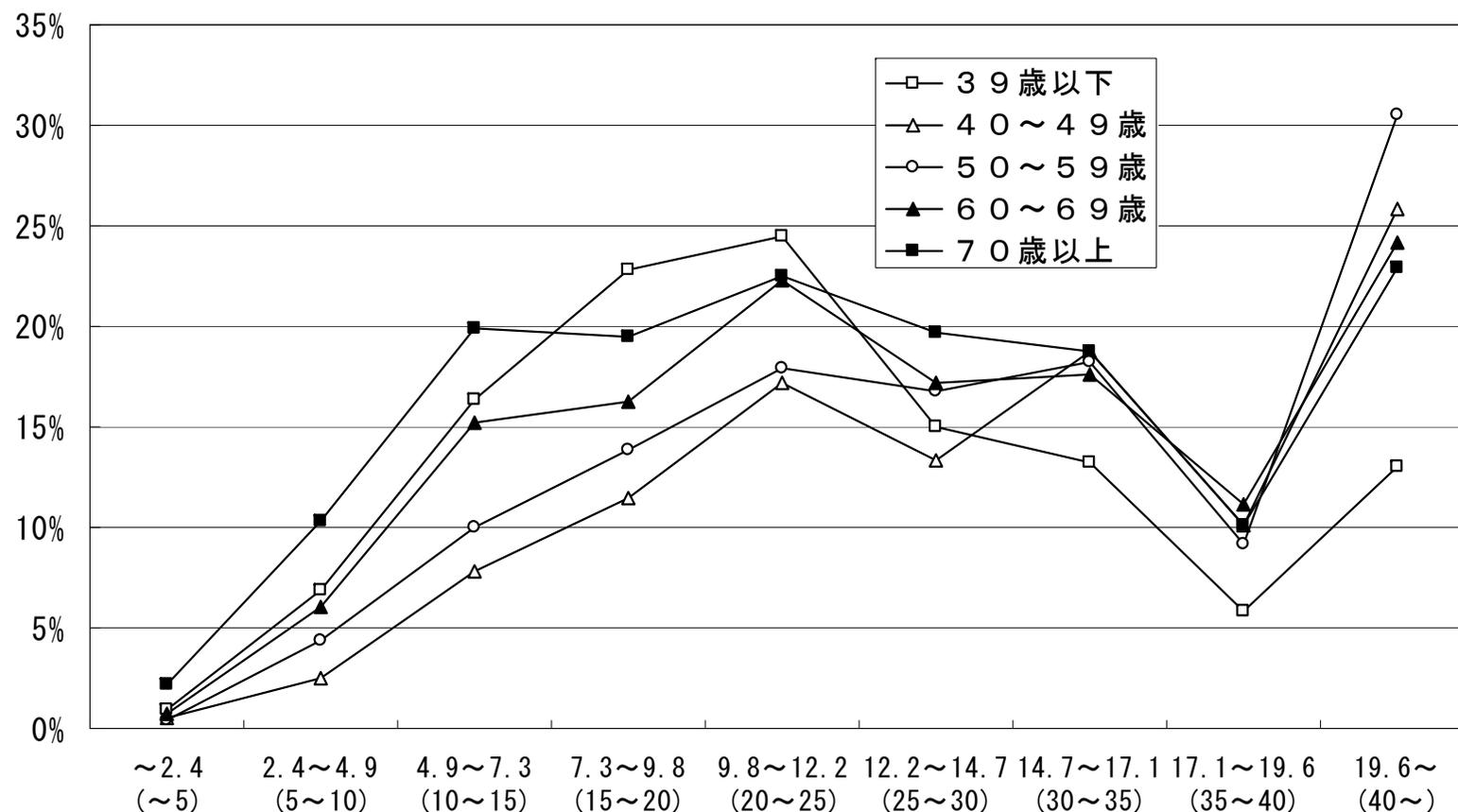
※「不詳」は除く

資料: 厚生労働省『国民生活基礎調査』2006年

所得税、社会保険料と消費税の負担(4)

● 消費税年間支払額の分布(世帯主年齢階層別)

年齢階層内の構成比



万円 ※カッコ内は、1ヶ月当たり消費支出額
「不詳」は除く

資料:厚生労働省『国民生活基礎調査』2006年

© Takero Doi.

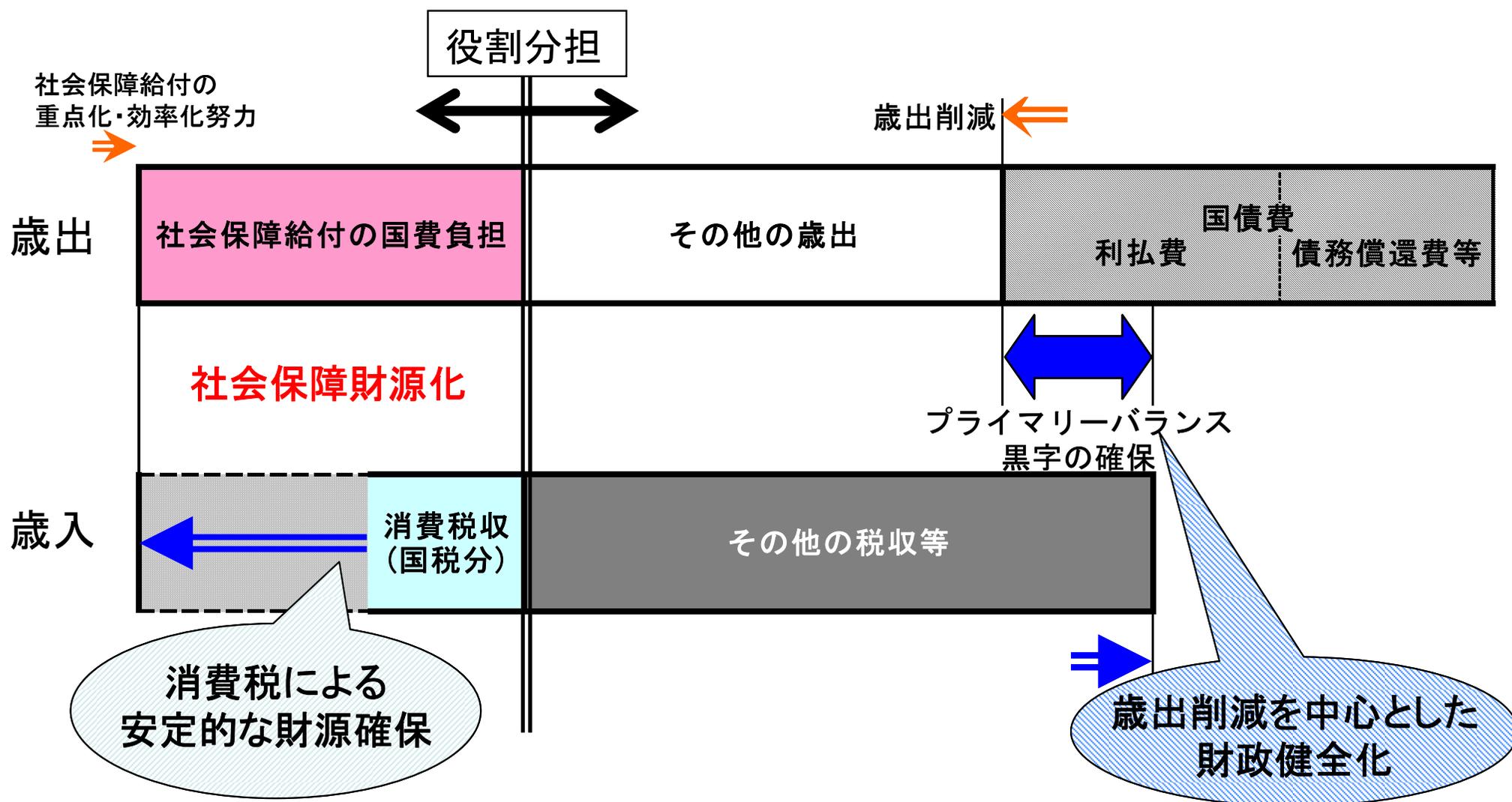
所得税、社会保険料と消費税の負担(5)

- 高齢世代の半分強は、所得税納税ゼロ
- 高齢世代の約半分は、住民税納税ゼロ
- 世帯主が40～59歳の世帯は、2割前後が年間100万円以上の社会保険料納付
- 世帯主が60歳以上の世帯は、2割強が年間20万円以上の消費税支払

所得税・社会保険料と消費税の性質

- 若年世代は、所得税、社会保険料負担が多い
 - 高齢世代は、所得税をあまり支払わない
 - 消費税は、若年世代と高齢世代の間で、支払額の分布の差異が小さい
 - 他方、社会保障の負担と給付について、世代間格差が顕在
- 世代間格差是正の観点では、消費税を用いるのが適している

「消費税の社会保障財源化」による財政規律



消費税にまつわる誤解

- 「消費税は消費者だけが負担する税」
→ 納税義務者は生産者、転嫁できなければ生産者も負担
- 「消費税は逆進的」
→ 消費は、人々が単年度だけ行うものでなく、一生にわたって行うもの → 「消費税は比例的な税」が正しい

Aさん	1年目	2年目	計
所得	100	100	200
消費	100	100	200
貯蓄	0	0	—
消費税	5	5	10

Bさん	1年目	2年目	計
所得	400	400	800
消費	200	600	800
貯蓄	200	—	—
消費税	10	30	40

所得課税と消費課税の役割分担

- 消費課税は効率性をより実現できるが、垂直的公平性は実現しにくい税
- 所得課税は垂直的公平性を実現できるが、効率性をより阻害する恐れのある税
- これらのバランスを考えれば、効率性を実現すべく消費課税、垂直的公平性を実現すべく所得課税を行うという役割分担が必要
- 消費課税で累進課税の実現を期待することは、そもそも無理な話
- 所得課税と消費課税のどちらをどれだけ課税するかは、必要な税収を確保するために、効率性と公平性のどちらをどれだけ重視するかで判断する

異時点間の課税政策

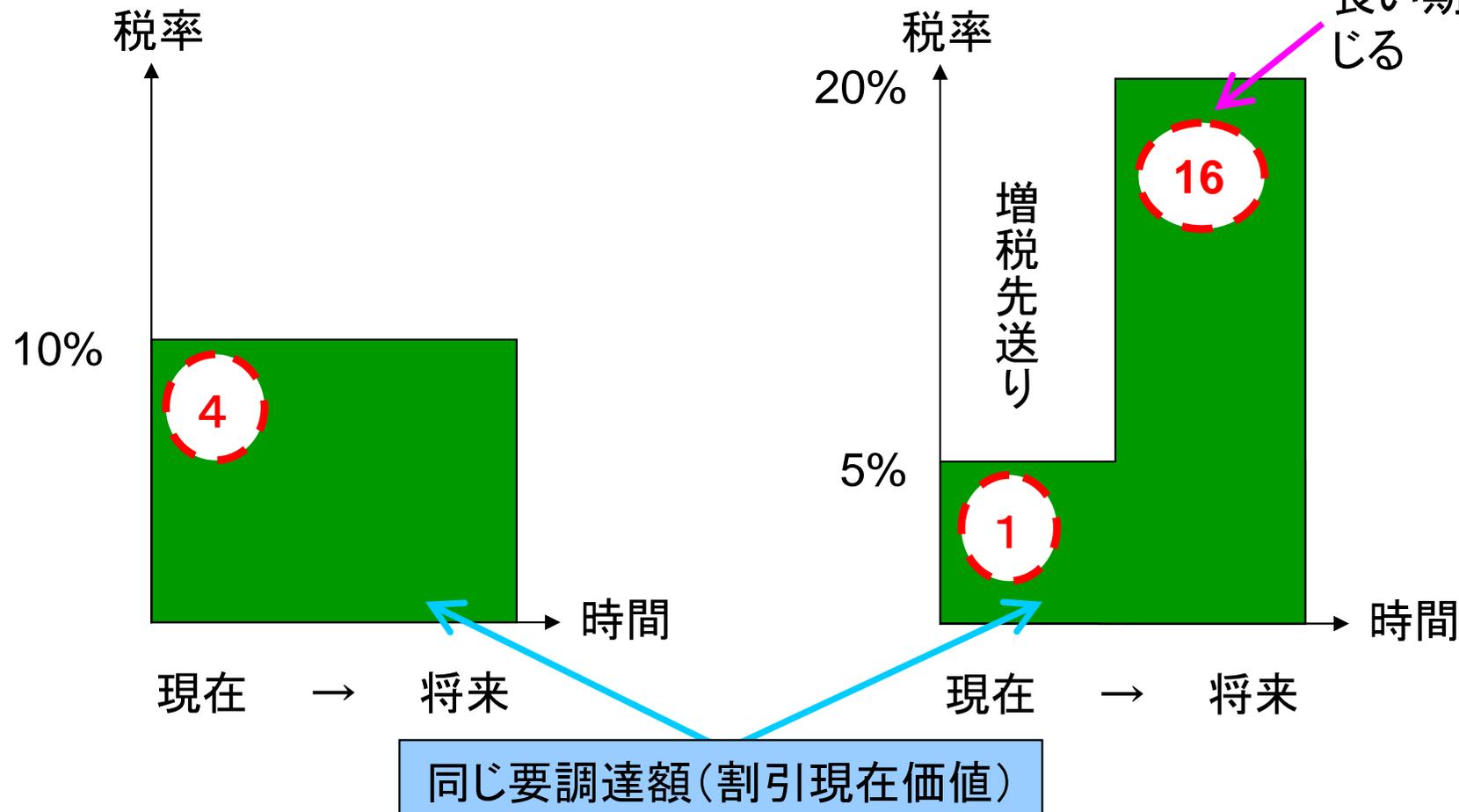
- **課税平準化政策**...バロー・ハーバード大学教授
 - ◆ 現在から将来にかけて増減する政府支出を所与として、資源配分に歪みを与える租税が存在するとき、異時点間の税率は、時間を通じて一定の税率で課するのが、課税に伴う超過負担(資源配分の効率性からのコスト)を最小化にできて望ましい。
 - ◆ 課税による超過負担(死荷重)を抑制
 - 異時点間の資源配分を効率化
- ※課税に伴う超過負担(課税により阻害される経済活動)の大きさは、限界税率の2乗に比例する

課税平準化理論(イメージ)

better

worse

税率が20%の時は、
税率10%の時より
4倍の超過負担が、
長い期間に渡り生
じる



国と地方の社会保障財源

- 消費税の社会保障財源化に当たっては、社会保障給付の地方負担分についても、同様に社会保障財源化し、社会保障給付費に対する国と地方の役割分担に応じて消費税収を配分することが望ましい
- 地方の財源確保については、地域主権改革に配慮すべき
- すなわち、補助金の一括交付金化の取組み、地方税制・交付税制度の見直しなど地方の自主・自立性を高めるための地方税財政制度の見直しとあわせ、地方自治体が自ら納税者に向き合い、納得を得ながら行政サービスを行うことを目指すべきこと。具体的には、地方が地域に密着して提供している社会福祉サービスについて、地方自治体の創意工夫が生かされ、地域住民が受益とそれに見合った負担を自由に選択できるよう、個人住民税や固定資産税などの拡充を含む課税自主権の拡大・発揮により対応する必要がある

社会保障給付費の財源

【平成22年度予算ベース】



※資産収入等は除いている。

(出典) 社会保障改革に関する有識者検討会事務局資料より作成

社会保障給付費ベースでの税負担は、国：地方は3：1

社会保障給付の効率化

- 大震災後、財源確保の制約がより厳しく
- 「社会保障給付の効率化＝社会保障の質の悪化」ではない
- 「社会保障給付の効率化＝より良い社会保障給付をより低いコストで実現」との認識を国民全体で共有を
- 「医療と介護の連携」と言いながら、現場の作業協力の話はあっても、どれだけ給付を節約できるかという話がほとんどない